

第5回教育委員会会議

令和6年3月22日
午後3時30分
本庁舎第10共通会議室

案 件

議案第30号

北鶴橋小学校・鶴橋小学校 学校再編整備計画の変更について

北鶴橋小学校・鶴橋小学校 学校再編整備計画の変更について

大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則第6条に基づき、令和4年2月に策定した北鶴橋小学校・鶴橋小学校 学校再編整備計画の変更案について提出する。

【変更理由】

北鶴橋小学校と鶴橋小学校の学校配置の適正化を実施するにあたり、令和4年2月の教育委員会会議において、大阪市立学校活性化条例第16条第4項等に基づき、学校再編整備計画案を上程し、統合後の学校における児童の収容対策等のため、鶴橋小学校の一部校舎の増改築及び既存校舎の教室改修を行ったうえで、令和8年4月に統合することとして議決を得た。

しかしながら、令和8年度の開校に向けて、令和5年9月に一部校舎の増改築等工事の入札を行ったが、入札が成立せず、工事請負業者が決まらない事態となった。

児童の教育環境や学校運営の影響等を総合的に勘案し、可能な限り速やかに新校舎を完成させ、新しい学校を開校する必要があるため、あらためて令和6年2月に入札を行った結果、令和6年3月に落札業者が決定したことから、児童の収容に必要な新校舎については、令和8年12月に完成する見通しとなった。

以上の状況を勘案し、学校適正配置の実施時期を令和9年4月に変更するため、大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則第6条に基づき、北鶴橋小学校・鶴橋小学校 学校再編整備計画の変更を行うこととしたい。

北鶴橋小学校・鶴橋小学校 学校再編整備計画変更案

北鶴橋小学校・鶴橋小学校 学校再編整備計画の一部を次のとおり変更する。
次の変更前欄に掲げる規定の二重傍線を付した部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の二重傍線を付した部分に改める。

変更後	変更前
【計画本編】 3 学校適正配置の実施時期 令和<u>9</u>年4月 4 活用する学校施設 [略] 5 学校施設の整備計画 (1)既存校舎の老朽化及び児童収容対策 のため、一部校舎の増改築及び既存校舎 の教室改修を行う。(別紙1のとおり) (2)スケジュール(予定) ・令和4年4月～ 実施設計 ・令和5年8月～ 仮設校舎建設工事 ・令和6年<u>7</u>月～ 一部校舎の増改築 等工事(令和<u>9</u>年<u>5</u>月まで) <u>※校舎増改築及び教室改修工事は、</u> <u>令和8年12月まで</u> <u>※屋外工事は、令和9年5月まで</u>	3 学校適正配置の実施時期 令和<u>8</u>年4月 4 活用する学校施設 [同左] 5 学校施設の整備計画 (1)既存校舎の老朽化及び児童収容対策 のため、一部校舎の増改築及び既存校舎の 教室改修を行う。(別紙1のとおり) (2)スケジュール(予定) ・令和4年4月～ 実施設計 ・令和5年8月～ 仮設校舎建設工事 ・令和6年<u>1</u>月～ 一部校舎の増改築 等工事(令和<u>8</u>年<u>3</u>月まで)
備考 表中の[]の記載は注記である。	

北鶴橋小学校・鶴橋小学校 学校再編整備計画

教育環境の確保及び教育活動の充実を目的とした学校配置の適正化を推進するため、次のとおり北鶴橋小学校及び鶴橋小学校における学校再編整備計画を策定する。

記

1 学校再編整備の対象校

- ・北鶴橋小学校
- ・鶴橋小学校

2 学校適正配置の手法

北鶴橋小学校と鶴橋小学校を統合

3 学校適正配置の実施時期

令和8年4月

4 活用する学校施設

- ・鶴橋小学校の校地を活用
- 大阪市生野区桃谷2丁目

5 学校施設の整備計画

(1) 既存校舎の老朽化及び児童収容対策のため、一部校舎の増改築及び既存校舎の教室改修を行う。(別紙1のとおり)

(2) スケジュール(予定)

- ・令和4年4月～ 実施設計
- ・令和5年8月～ 仮設校舎建設工事
- ・令和6年1月～ 一部校舎の増改築等工事(令和8年3月まで)

6 学校再編整備後の通学路と安全対策

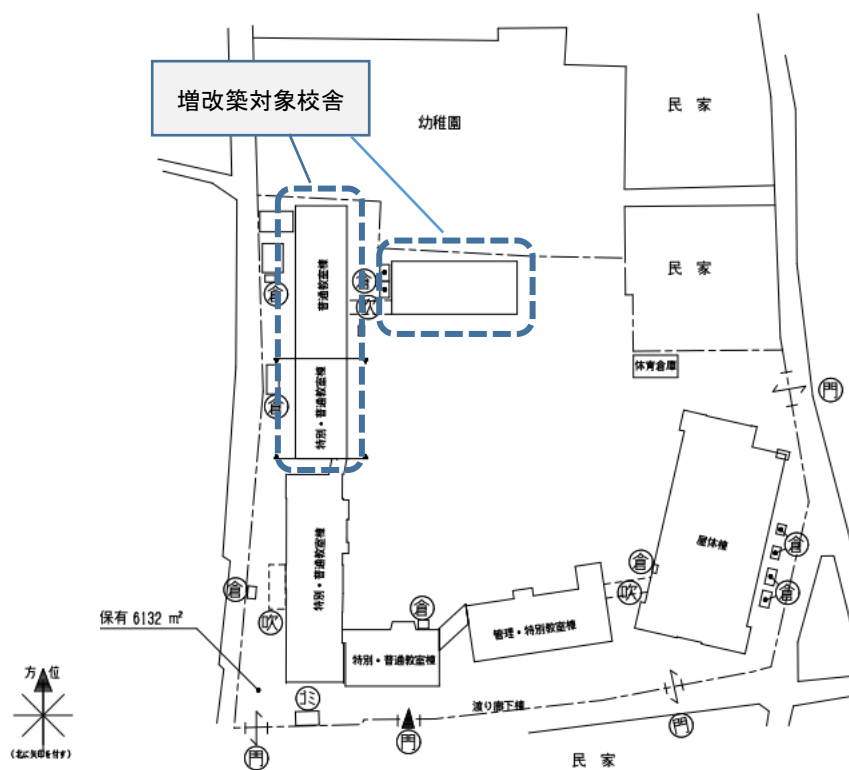
- ・別紙2のとおり

7 対象校並びに学校再編整備後の児童数・学級数の見込み

- ・別紙3のとおり

● 学校施設の整備計画 ※現行の鶴橋小学校を整備

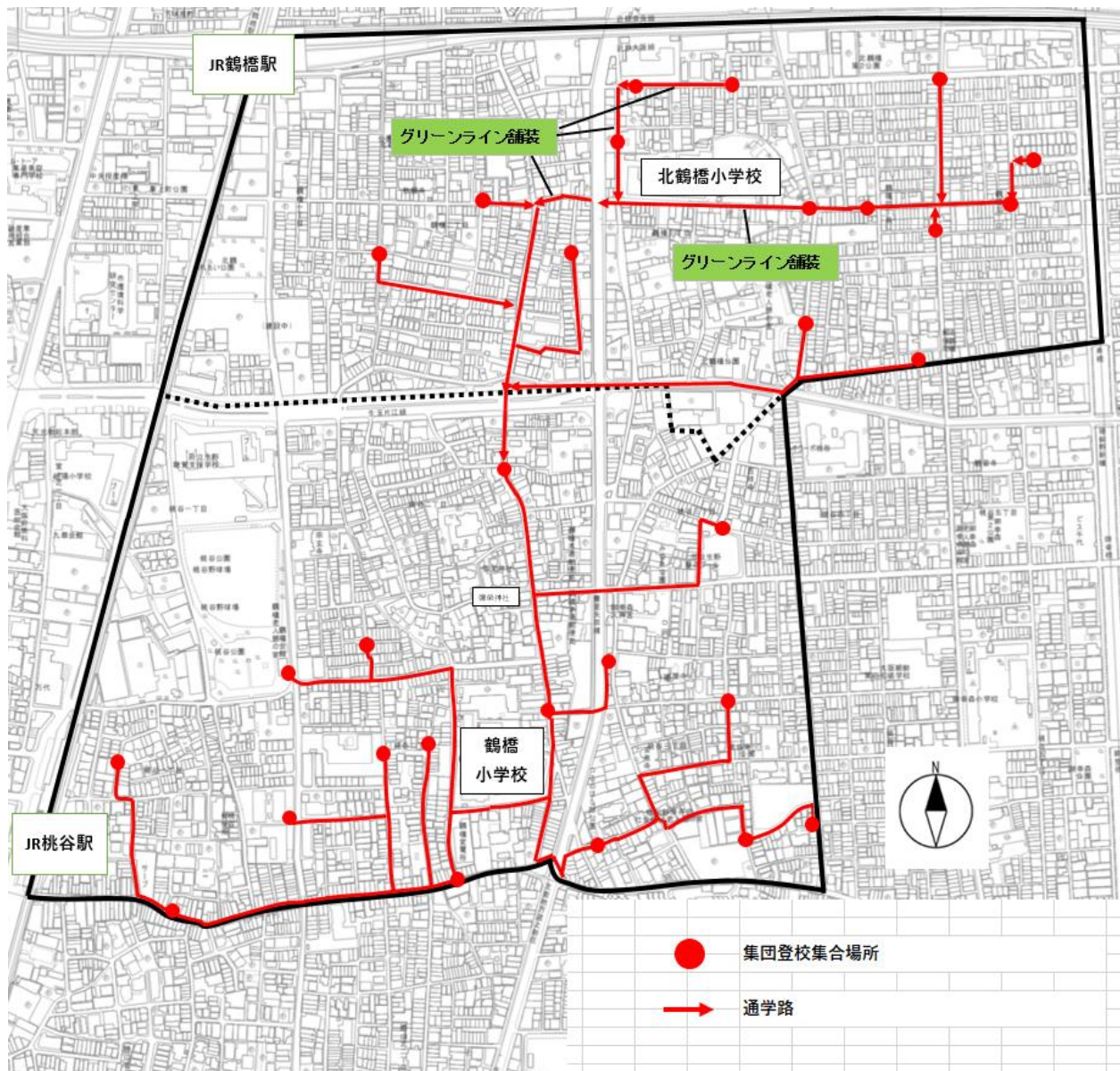
① 現行学校施設



② 整備後学校施設



● 学校再編整備後の通学路と安全対策



●対象校並びに学校再編整備後の児童数・学級数の見込み

(1) 北鶴橋小学校について

・令和3年度は児童数114人、6学級。今後も全学年単学級の見込み。

※児童数は特別支援学級児童を含む。学級数は特別支援学級を含まない。以下同じ。

年度	児童数	学級数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
令和3年度	114人	6	11人	20人	23人	20人	25人	15人
令和4年度	118人	6	18人	11人	21人	23人	20人	25人
令和5年度	107人	6	13人	18人	12人	21人	23人	20人
令和6年度	102人	6	14人	13人	19人	12人	21人	23人
令和7年度	96人	6	16人	14人	14人	19人	12人	21人
令和8年度	91人	6	15人	16人	15人	14人	19人	12人
令和9年度	94人	6	14人	15人	17人	15人	14人	19人

(2) 鶴橋小学校について

・令和3年度は児童数157人、6学級。今後も全学年単学級の見込み。

年度	児童数	学級数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
令和3年度	157人	6	28人	30人	24人	29人	23人	23人
令和4年度	161人	6	26人	28人	30人	25人	29人	23人
令和5年度	156人	6	17人	26人	28人	31人	25人	29人
令和6年度	157人	6	29人	17人	26人	29人	31人	25人
令和7年度	147人	6	14人	29人	17人	27人	29人	31人
令和8年度	141人	6	24人	14人	29人	18人	27人	29人
令和9年度	138人	6	25人	24人	14人	30人	18人	27人

(3) 学校再編整備後の小学校の児童数・学級数の見込み

・学校再編整備時の令和8年度には、児童数269人の12学級になる見込み

年度	児童数	学級数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
令和8年度	269人	12	49人	40人	52人	36人	53人	39人
令和9年度	277人	12	47人	49人	40人	52人	36人	53人

(参考)

●大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則(抄)

(学校再編整備計画の変更)

第6条 教育委員会は、当該適正配置対象校の学級数及び児童数の推移、学校施設の整備状況等を勘案し、必要に応じて当該適正配置対象校の所在する区の区担当教育次長が作成する変更案をもとに、学校再編整備計画を変更することができる。